

# 土砂災害防止法①

～法律の流れと基礎調査～

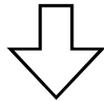
土砂災害防止法(平成13年4月施行)とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての**危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等**のソフト対策を推進しようとするものです。

鳥取県でも土砂災害から人命を守るため、**土砂災害警戒区域(イエロー区域)**と**土砂災害特別警戒区域(レッド区域)**の指定を進めています。

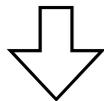
土砂災害防止法(正式名称:土砂災害警戒区等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

## Point 1 法律の流れ

基礎調査の実施  
【都道府県】



都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。



土砂災害警戒区域(イエロー区域)の指定  
【都道府県知事】

土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の指定  
【都道府県知事】

## Point 2 基礎調査

### 基礎調査の実施

都道府県が、深溝や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査します。

#### 急傾斜地の崩壊

急傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



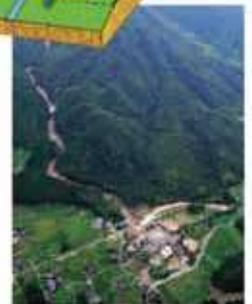
#### 土石流

山腹が崩壊して生じた土石等は深溝の土石帯が水と一体となって流下する自然現象



#### 地滑り

土地の一部が地下水等に反応して動く自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



平成27年1月の法改正により基礎調査結果の公表が義務づけられました。

# 土砂災害防止法②

～イエロー区域～

土砂災害警戒区域(イエロー区域)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、**危険の周知、警戒避難体制の整備**が行われます。

## Point 1

### 指定されると・・・

- ①指定されることにより**危険な箇所が明らか**になります。
- ②その区域の**警戒避難体制の整備**が行われ、**土砂災害ハザードマップ**等により周知されます。(土砂災害防止法第8条)
- ③建築等の規制はありませんが、**宅地建物取引業者**は売買等にあたり土砂災害警戒区域内である旨の**重要事項の説明が義務**付けられます。(宅地建物取引業法第35条)

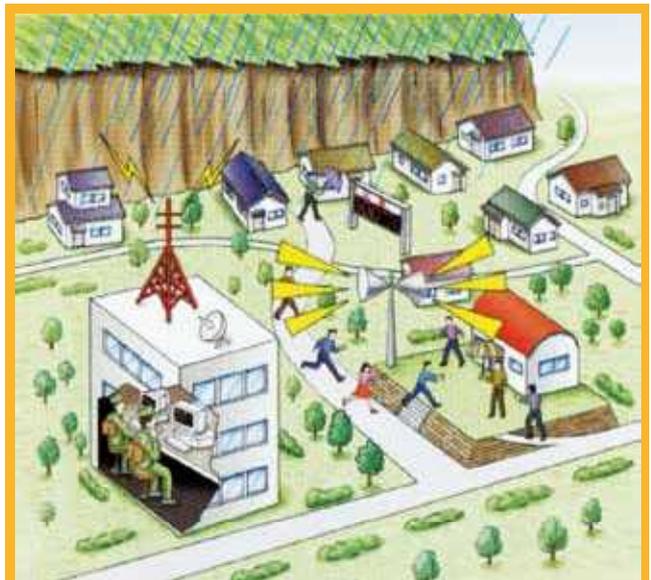
## Point 2

### 警戒避難体制の整備について

市町村長は、**市町村地域防災計画**において、区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めます。

また、市町村地域防災計画に基づいて、**土砂災害に関する情報の伝達方法**、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項など、**必要な情報を住民に周知**します。

さらに、**災害時要援護者利用施設**(社会福祉施設、幼稚園等)への対応や**土砂災害ハザードマップの作成・配布が義務**付けられています。



警戒避難体制の整備

# 土砂災害防止法③

～レッド区域～

## 土砂災害特別警戒区域(レッド区域)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、**特定の開発行為**に対する許可制、**建築物の構造規制**等が行われます。

### Point 1

#### 指定されると・・・

- ①住宅分譲地や学校、病院、社会福祉施設などを建てるための**開発は、県の許可が必要**になり、造成等の開発にあたっては土砂災害を防止するための対策工事が必要となります。  
(土砂災害防止法第10条)
- ②レッド区域内で居室を有する建築物を建築する場合、土砂流出に対して安全な構造にしなければならず、**建築基準法に基づいた構造強化(鉄筋コンクリート造等)が必要**となります。また、建築等に着手する前に**建築確認が必要**となります。  
(土砂災害防止法第24条、25条)
- ③著しく危険な場合には、**県が移転等勧告**を行う場合があります。(土砂災害防止法第26条)
- ④宅地建物取引業者は、**県の開発許可を受けなければ売買等を行うことができない等**が義務付けられています。  
(宅地建物取引業法第33条)



### Point 2

#### 支援措置

- ①かけ地近接地等危険住宅移転事業による補助(かけ近補助)  
→レッド区域内の**住宅を除却**し、安全な区域に**移転**する場合、住宅の撤去・移転に要する費用及び移転先住宅の建設のための費用の一部が補助されます。(詳細は各市町に確認して下さい。)
- ②鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金  
→レッド区域内で建築基準法に基づいた**構造強化を行う住宅の建替等**のための費用の一部が補助されます。(詳細は各市町に確認して下さい。)

# 土砂災害防止法④

～指定されている区域の確認～

イエロー区域やレッド区域は、**県公報により告示**され、指定されます。告示に係わる図書は、**県と市町で縦覧**されています。また、鳥取県では**インターネット(とっとりWebマップ)**により**区域を公表**しています。

市町が作成する**ハザードマップ**でも**範囲が確認**できます。

## Point 1

### 告示図書の縦覧

区域が指定されたら、**告示図書**を下記の場所に**縦覧**しています。

- ①鳥取県庁治山砂防課
- ②県地方事務所(鳥取及び八頭県土整備事務所、中部及び西部総合事務所、日野振興センター)
- ③市町役場

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



## Point 2

### とっとりWebマップによる情報提供

鳥取県のホームページにある**とっとりWebマップ**で区域を確認することが出来ます。また、告示図書がPDF形式で表示されるので、印刷することも可能です。

とっとりWebマップの防災情報を選び、表示切り替えのタブで土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を選んでください。

とっとりWebマップ

